

登別市公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務契約候補者選定評価基準

令和2年7月7日

登別市公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務の契約候補者の選定において、必要な評価基準を定める。

1 選定の評価項目及び評価基準

- (1) 評価項目は、別紙評価採点表のとおりとする。
- (2) 各評価項目の評価点は、合計240点満点とする。
- (3) 各企画提案者の点数は、出席した各選定委員の点数を合計し、出席した選定委員の人数で除した点数とする。

2 契約候補者の選定方法

- (1) 選定委員会において企画提案書及びプレゼンテーションを基に採点する。
- (2) 契約候補者は、最高得点を獲得した者を順に契約候補者として選定する。
- (3) 契約候補者として選定した者と特別の事由により契約を締結出来ない場合は、次順位の者を契約候補者とする。
- (4) 総得点が同点となった場合は、大分類のうち企画提案書及び自由提案書の合計得点で最高得点を獲得した者を順に契約候補者として選定する。なお、大分類のうち企画提案書及び自由提案書の合計得点も同点の場合は、委員長の判断により決定する。
- (5) 企画提案者が1者の場合、出席選定委員の評価点合計が6割以上であり、本業務を実施し得る能力を満たすと判断した場合は、当該提案者を契約候補者とする。
- (6) 事務局は、登別市教育委員会教育部学校教育グループとする。

3 会議等の非公開等

- (1) 選定にあたって、登別市公立学校情報通信ネットワーク環境施設整備業務選定委員会（以下「選定委員会」という。）の会議及び会議録は、登別市情報公開条例（平成18年条例第34号）第7条第2号及び第4号の規定に該当する情報が含まれるため、非公開とする。
- (2) 審査内容及び選定結果については、情報公開条例第7条第2号の規定に該当する情報が含まれるため、一部非公開とする。

4 結果の通知

選定の結果については、企画提案者全員に書面にて通知する。

5 その他

この基準に定めるもののほか、審査に関し必要な事項は、選定委員会の協議により定める。